

第17号議案

中間市陶芸所設置及び管理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市陶芸所設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 市民の創作技術の習得及び豊かな人間形成並びに文化の向上に資することを目的として、陶芸所を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 陶芸所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
中間市長津陶芸所	中間市長津一丁目6809番地1
中間市蓮花寺陶芸所	中間市蓮花寺三丁目5866番地1

### (使用時間)

第3条 陶芸所の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

### (休所日)

第4条 陶芸所の休所日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要と認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

### (立入りの制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、陶芸所への立入りを拒否し、又は退出を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は委員会の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

### (使用許可)

第6条 陶芸所を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を委員会に提出し、使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

- (1) 使用しようとする陶芸所の別及び使用日時
- (2) 使用しようとする者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 委員会は、陶芸所の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 陶芸所を破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 陶芸所の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

3 委員会は、陶芸所のうち陶芸窯については、陶芸室の使用に伴う場合に限り、使用許可をすることができる。

(使用の条件)

第7条 委員会は、前条第1項の使用許可又は使用許可の変更をするときは、陶芸所の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 陶芸所の使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、市が主催し、若しくは共催する行事に陶芸所を使用するとき、又は特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に陶芸所を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、賠償その他の責めを負わない。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、陶芸所の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、陶芸所の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、使用者の負担において、直ちに、陶芸所を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、市がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第13条 陶芸所（附属する器具等を含む。）を破損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 陶芸所に立ち入った者の責めに帰すべき事由により人身に対する損害が生じたときは、当該立ち入った者は、これに係る一切の責めを負わなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

			使用料	備考	
				面積	収容人員
中間市長津陶芸所	陶芸室		220円／時	106平方メートル	約20人
	陶芸窯	本焼	6,600円／回	—	—
	(電気窯)	素焼	3,300円／回	—	—
中間市蓮花寺陶芸所	陶芸室		110円／時	63平方メートル	約20人
	陶芸窯	本焼	6,600円／回	—	—
	(電気窯)	素焼	3,300円／回	—	—